学業の再開について(案内)

郡山萌世高等学校通信制課程

休眠中の皆さん、いかがお過ごしでしょうか。

さて、この度、「学業再開願」の受付が開始されました。

来年度(令和7年度)に学業の再開を希望する場合には、所定の手続が必要となりますので、期限内に確実に提出されるようお願いします。

記

1 学業再開を希望する場合

以下(1)~(4)のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 学業再開に係る案内文書(「学業再開願」を含む)を熟読してください。
- (2)「学業再開願」に必要事項を記入し、期限内に提出してください。
 - ※ 提出期限 <u>令和7年2月4日(火)必着(郵送または持参)</u> 郵送は消印ではなく必着です。持参される場合の場所は<u>本校13階通信制職員室</u>です。
- (3) 期限内に「学業再開願」が受理された方には、**令和7年3月下旬に受講関係文書**を お送りしますので、諸納金・教科書代金等の入金や提出書類の準備を進めてください。
- (4) **令和7年4月13日(日)及び14日(月)に本校にて受講指導**を行いますので、 必ずどちらかの日に出席してください。
- 2 学業再開を希望しない(手続きを行わない)場合、及び学業再開の手続きが完了しなかった場合 来年度も休眠が継続されます。
- 3 注意事項
 - (1) 郵送した「学業再開願」を含む案内文書と、ウェブページに掲載した案内文書はど ちらも同じものです。ウェブページから印刷したものを使用されても構いません。
 - (2) 住所を変更された方は必ずお知らせください。
 - (3) 10年連続で休眠し、11年目に学業再開しない場合は、本校を除籍となります。
 - (4) 不明な点等があれば下の〔問い合わせ先・郵送先〕までお問合せください。
 - (5) メールでの問い合わせ及び提出はできません。

〔問合わせ先・郵送先〕 福島県立郡山萌世高等学校 通信制課程 教務係

電話 024-925-6432

住所 **〒**963-8002 福島県郡山市駅前二丁月 11 番 1 号

受講指導について(予定)

福島県立郡山萌世高等学校 通信制

1 期 日: 令和7年4月13日(日)始業式・受講指導(日面生)

14日(月)始業式・受講指導(月面生)

2 時 間: 9時00分~13時00分(予定)

3 場 所: 福島県立郡山萌世高等学校(教室は当日掲示します)

4 受講指導について

- (1) 関係書類は、3月下旬に「学業再開願」提出者に郵送します。その際、日程等も改めてお知らせします。
- (2) 当日持参するもの
 - ①必要書類
 - ②印鑑
 - ③証明写真 1枚(サイズは3月送付文書で確認してください)※生徒カードに添付する写真
 - ④黒のボールペン(鉛筆は不可)
 - ※上履きは不要です
- (3)納入金
 - ①受講料 1 単位 170 円×受講単位数 (受講料の徴収方法等については、後日郵送します)
 - ②教科書・学習書・補助教材代 (郵便払込用紙は後日郵送します)

20,000 円程度

*ただし、再開する学年や、履修する科目によって代金が異なります。

③生徒会費・校友会費(郵便払込用紙は後日郵送します)

8,000 円程度

*上記納入金の②・③については、受講指導の前に郵便払い込みをし、払込金受領証を 持参の上、受講指導を受けることになります。(払い込まれていない場合、受講指導を 受けられない場合があります)

5 その他

教科書・学習書・補助教材は、改訂等により以前と変わっている場合、新たに購入していただくようになります。

全学年科目について、新しい学習指導要領(平成30年3月30日改訂)に基づいた科目の教科書を使用します。